

官報

号外 昭和四十八年六月十九日

第七十二回国 衆議院會議録 第四十四号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)

議事日程 第四十号

昭和四十八年六月十九日
午後二時開議

- 第一 自動車事故対策センター法案(内閣提出)
- 第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件
- 第四 職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
- 第五 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 自動車事故対策センター法案(内閣提出)
- 日程第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件
- 日程第四 職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

午後二時四分開議

○副議長(秋田大助君) これより會議を開きます。

日程第一 自動車事故対策センター法案(内閣提出)

閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第一、自動車事故対策センター法案を議題といたします。

自動車事故対策センター法案

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

自動車事故対策センター法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 設立(第十条―第十五条)

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 自動車事故対策センター法案

- 第三章 管理(第十六条―第三十条)
- 第四章 業務(第三十一条―第三十三条)
- 第五章 財務及び会計(第三十四条―第四十三条)

(条)

第六章 監督(第四十四条・第四十五条)

第七章 雑則(第四十六条―第四十八条)

第八章 罰則(第四十九条―第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 自動車事故対策センターは、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付け等を行なうことにより、自動車事故の発生、防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による損害賠償の保障制度と相まつて被害者の保護を増進することを目的とする。

(法人格)

第二条 自動車事故対策センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第三条 センターは、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、センターの設立に際し、二億四千万円を出資するものとする。

3 センターは、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ。

4 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができ。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第四十六条第二項並びに第四十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 センターは、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に自動車事故対策センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所))の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立

(発起人)

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 自動車事故対策センター法案

第十条 センターを設立するには、自動車事故の発生防止又は被害者の保護について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行なわれ、自動車事故の発生防止に資し、及び被害者の保護を増進することが確実であると認められること。

第十三条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時に置いて、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十七条 センターに、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が

欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十九条 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第二十条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員資格事項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることのできない。

(役員解任)

第二十二条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないとき、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十三条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大

臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十六条 センターに、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第二十七条 評議員は、自動車事故の発生防止又は被害者の保護について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 第二十条並びに第二十二条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員任命)

第二十八条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十九条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第三十一条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(同法第四十六条の規定により一般区域貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなされる通運事業者の事業を含む)及び同法第二条第五項に規定する軽車両等運送事業の用に供する自動車(以下単に「自動車」という。)の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行なうこと。

二 自動車の運転者に対し、適性診断(自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行ない、必要に応じて指導することをいう。)を行なうこと。

三 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行なうこと。

イ 自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者

ロ 自賠法第五章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者

四 次に掲げる被害者であつて生活の困窮の程度が運輸省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行なうこと。

イ 自動車事故により死亡した者の遺族である義務教育終了前の児童

ロ 自動車事故による損害賠償についての債

務名義を得た被害者であつて当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの

五 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行なうこと。

六 自動車事故の発生防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行ない、その成果を普及すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行なうときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条 センターは、運輸大臣の認可を受け、前条第一項第六号に掲げる業務の委託を受け、又は同項第四号若しくは第六号に掲げる業務の一部を委託することができる。

(業務方法書) 第三十三条 センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度) 第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可) 第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表) 第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目

録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(出資者に対する書類の送付) 第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理) 第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金) 第三十九条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(政府からの資金の貸付け) 第四十条 政府は、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

(補助金) 第四十一条 政府は、予算で定める金額の範囲内において、センターに対し、センターの業務運

営費の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準) 第四十二条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任) 第四十三条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 監督

第四十四条 センターは、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告及び検査) 第四十五条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿) 第四十六条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 自動車事故対策センター法案

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日
三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

三 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十七条 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四条第三項、第三十一条第二項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十五条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十六条第一項又は第四十二条の承認をしようとするとき。

三 第三十一条第一項第三号及び第四号又は第四十三条の運輸省令を定めようとするとき。

第八章 罰則

第四十九条 第二十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に於ては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は

承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十四条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第五十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に自動車事故対策センターという文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「海洋水産資源開発センター」の下に、「自動車事故対策センター」を加える。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部改正)

第五条 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和三十年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「納付金、借入金の下に」、自動車事故対策センターに対する貸付金の償還金」を、「繰入金」の下に、「自動車事故対策センターに対する出資金、貸付金及び補助金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中自動車競技会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策センター
法(昭和四十八年法律第

(法人税法の一部改正)

第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中自転車競技会の項の次に次のように加える。

自動車事故対策センター
法(昭和四十八年法律第

(運輸省設置法の一部改正)

第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十二号の七の次に次の一号を加える。

四十二の八 自動車事故対策センターを監督すること。

第二十八条第一項に次の一号を加える。

二十六 自動車事故対策センターに関すること。

理由

自動車事故及び自動車事故による被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生を防止に資するとともに被害者の保護を増進するため、自動車の運

行の安全の確保に關する事項を処理する者に対する指導、被害者に対する資金の貸付け等を行なうことを目的とする自動車事故対策センターの設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長久保三郎君。

○久保三郎君 ただいま議題となりました自動車事故対策センター法案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車事故と自動車事故による被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生を防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法に定める損害賠償を保障する制度と相まって、被害者の保護を増進することを目的とするものであります。

そのおもな内容は、
第一に、運輸大臣の認可を受けて自動車事故対策センターを設立することができるものとする。
第二に、自動車事故対策センターのおもな業務として、自動車事故の発生を防止するため、運行管理者に對して安全確保上必要な指導及び講習を行なうとともに、運転者に對して安全運転上必要とされる適性の診断を行なうこととしております。

また、被害者の保護を増進するため、交通違反その他の生活に困難を及ぼしている被害者に対し必要な資金を貸し付けるとともに、自賠法による保障金等の支払いを受けるまでの間、資金を必要とする者に対し貸し付けを行なうこととする。

第三に、自動車事故対策センターに対する政府の出資、監督等につき所要の規定を設けることなどであります。

本案は、去る三月八日付託され、四月四日提案

【報告書は本号末尾に掲載】

【久保三郎君登壇】

○久保三郎君 ただいま議題となりました自動車事故対策センター法案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車事故と自動車事故による被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生を防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法に定める損害賠償を保障する制度と相まって、被害者の保護を増進することを目的とするものであります。

そのおもな内容は、
第一に、運輸大臣の認可を受けて自動車事故対策センターを設立することができるものとする。
第二に、自動車事故対策センターのおもな業務として、自動車事故の発生を防止するため、運行管理者に對して安全確保上必要な指導及び講習を行なうとともに、運転者に對して安全運転上必要とされる適性の診断を行なうこととしております。

また、被害者の保護を増進するため、交通違反その他の生活に困難を及ぼしている被害者に対し必要な資金を貸し付けるとともに、自賠法による保障金等の支払いを受けるまでの間、資金を必要とする者に対し貸し付けを行なうこととする。

第三に、自動車事故対策センターに対する政府の出資、監督等につき所要の規定を設けることなどであります。

本案は、去る三月八日付託され、四月四日提案

【報告書は本号末尾に掲載】

【久保三郎君登壇】

○久保三郎君 ただいま議題となりました自動車事故対策センター法案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自動車事故と自動車事故による被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生を防止に資するとともに被害者の保護を増進するため、自動車の運

理由の説明を聴取した後、質疑に入るとともに、参考人からの意見聴取、現地視察を行ない、六月十四日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、交通遺児等に対する貸し付けの金額、条件など、被害者の保護、自動車損害賠償責任保険の保険金限度額の引き上げ、交通安全の推進につとめている団体等に対する助成措置の強化等を内容とする自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋田大助君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第二、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和四十八年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十三条から第九十五条までの規定に基づき、同法を削り、」に「公務上の災害を」と、「公務上の災害又は通勤による災害を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通勤の定義)

第一条の二 この法律において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為を要する事由により行なうための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第四条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「責を」を「責め」に改める。

第五条を次のように改める。

(損害賠償との調整等)

第五条 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第二十五号)民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行なつたときは、同一の事由については、国は、その額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その額の限度において補償の義務を免れる。

第六条の見出しを削る。

第八条中「災害の下に」又は「通勤による災害」を加える。

第十条中「又は疾病を」若しくは「疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病により行ない」に改める。

第十二条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第十三条第一項中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第十四条中「公務上の負傷、」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、「身体障害」の下に「若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害を加える。

第十五条中「公務上の下に」死亡し、又は通勤により」を加える。

第十七条の六第一項中「死亡」の下に「又は通勤による死亡」を加える。

第十八条中「公務上の下に」死亡し、又は通勤により」を加え、「行なう」を行なうに、「平均給与額の六十日分に相当する」を通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定めるに改める。

第二十一条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第二十二条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十三条中「については、」の下に「これに相当する」を加え、「災害補償」を業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付に改める。

第二十四条第一項中「行なう」を「行なう」に改め、「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十七条第一項中「公務上の災害」の下に「若しくは通勤による災害」を加え、「又は病院を」又は「病院に改める。

第三十二条を次のように改める。

(戸籍に関する無料証明)

第三十二条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む)町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担等)

第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(人事院規則で定める職員を除く)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付しなければならない。

2 この法律により前項の職員に支払うべき補償金がある場合又は当該補償金がない場合において当該職員に支払うべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支払うべき補償金又は給与から前項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて国に納付することができる。

第三十三条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第号)の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定並びに第十八条の改正規定(「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く)は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。以下この項において「新法」という。)第八条、第十

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

条、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第十五条、第十八条(公務上の死亡に係る葬祭補償に關する部分を除く)、第二十一条並びに第二十二條の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する新法第一條第一項に規定する通動による災害(以下「通動災害」という。)について適用する。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ七中「労働者災害補償保険法昭和二十二年法律第五十号」の下に「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム)」を加える。

(特別職の職員に關する法律の一部改正)
第三条 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通動」を加える。
第十五条中「公務上の災害」の下に「又は通動による災害」を加える。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通動(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通動をいう。第二十二條第一項及び第二十七條第一項において同じ。)」を加える。

第二十二條第一項中「公務」の下に「又は通動」を加える。

第二十七條第一項中「(昭和二十六年法律第九十一号)」を削り、「公務上の災害」の下に「又は通動に因る災害」を加える。

(防衛庁職員給与法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 前条の規定による改正後の防衛庁職員給与法第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通動による災害(以下「通動災害」という。)について適用する。

行の日以後に発生した事故に起因する改正後の同法第一条に規定する通動による災害について適用する。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六条 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「労働者災害補償保険法」の下に「国家公務員災害補償法」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條に次の一項を加える。

2 療養の給付又は療養費の支給は、同一の病氣又は負傷に關し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相當する補償が行なわれるときは、行なわれない。

第六十三條に次の一項を加える。

4 埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る葬祭補償又はこれに相當する補償が行なわれるときは、支給しない。

第六十六條に次の一項を加える。

7 傷病手当金は、同一の傷病に關し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る休業補償又はこれに相當する補償が行なわれるときは、支給しない。

第八十一條第二項中「と」を「と、同法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相當する補償の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、同一の傷病につき継続してこれらの補償を受けている者にあつては」と改める。

つては、「国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相當する補償の開始後三年を経過するまでの間にあつた時又はなおならないがその期間を経過した時とする」に改める。

第八十三條に次の一項を加える。

7 第四項に規定する療養年金を受ける権利を有していた者で、同一の療養に關し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償又はこれに相當する補償を受けていたものに対する同項及び第五項の規定の適用については、第四項中「金額(公務による療養年金にあつては、俸給十二月分を加算した金額)」とあるのは「金額」と、第五項中「公務によらない療養年金に係る場合にあつては、俸給十二月分に達するまでの金額に就いては、俸給十二月分に達するまでの金額に就いては、俸給一時金と、その残額については、退職一時金と、公務による療養年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれ」とあるのは「退職一時金」とする。

第八十六條の見出し中「公務による」を削り、同条の次に次の一項を加える。

第八十六條の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務によらない療養年金は、同一の療養に關し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償年金又はこれに相當する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相當する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一
二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十
公務によらない療養年金で、前項の規定に

よりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務傷病によらない療養が公務傷病によるものであるとしたならば当該療養について支給されるべき公務による療養年金の額をこえるときは、当該療養年金の額に相當する額とする。

第八十七條に次の一項を加える。

4 療養一時金は、同一の療養に關し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償又はこれに相當する補償が行なわれるときは、支給しない。

第二百二十條第一項中「公務」の下に「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相當する通動」を加える。

第二百二十一條第一項中「公務」の下に「若しくは国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相當する通動」を加え、同条第二項中「公務」の下に「又は国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相當する通動」を加える。

附則第十三條の六第一項中「として」を「と、

第八十六條の二第一項中「組合員期間」とあるのは「備視等であつた期間」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する備視等の俸給年額」として改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百十條及び第二百十一條の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通動災害又はこれに相當する通動による災害について適用する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第九條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「並びに第七十二條第二項及び第三項を」、第六十條第二項、第六十三條第四

項、第六十六條第七項、第七十二條第二項及び第三項、第八十一條第二項中「國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)」の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償を受けている者に関する部分、第八十三條第七項、第八十六條の二並びに第八十七條第四項に改める。

(裁判官の災害補償に関する法律の一部改正)

第十條 裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の二	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)	國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)
第二條第二項	第一條の二	

第八十六條第二項	地方公務員災害補償法	國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)
----------	------------	---------------------------

第八十六條第二項 第九十二條の二	地方公務員災害補償法	國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)
第八十八條第四項及び第五項	地方公務員災害補償法	國家公務員災害補償法
	給料	俸給

改め、同表上欄中「第九十一條」を「第九十一條の二」に改める。

(國家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二條 國家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項中「公務上」の下に「死亡」、又は通勤により「を加え、同条第三項中「(昭和四十七年法律第七十九号)」を「(昭和四十八年法律第 号)」に改める。

(國際機關等に派遣される一般職の國家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

る。

本則中「災害の下に」又は通勤による災害」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二條第二項の表中第四十四條(見出しを含む)の項の次に次のように加える。

第四百二十二條第二項の表中第四十四條(見出しを含む)の項の次に次のように加える。	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)	國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)
	第一條の二	

第十三條 國際機關等に派遣される一般職の國家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。	第六條第二項及び第三項中「業務上の災害」の下に又は通勤による災害」を加える。	第七條第二項中「第八十一條第二項、第八十六條若しくは第九十二條及び「第八十六條第二項、第九十一條若しくは第九十七條」を削り、「業務上の災害」の下に又は通勤による災害」を加え、「療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給」を「補償」に、「当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金」を「同法の規定による補償」に改める。
--	--	--

第十四條 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合法からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四條に次の一項を加える。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法第九十三條の規定による遺族一時金は、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定による通勤による災害に係る遺族補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

(昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五條 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第四項中「相當する給付」の下に「(地方公務員等共済組合法第四十二條第一項の規定により同法の適用を受ける國家公務員にあつては、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定による通勤による災害に係る遺族補償)」を加える。

理由

最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、本年三月一日付人事院の意見の申し出に基づき、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、職員が通勤による災害を受けた場合には、公務上の災害を受けた場合に準じた補償等を行なおうとするもので、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用しようとするものであります。

本案は、三月十九日本委員会に付託、四月十二日政府から提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、六月十五日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党各派共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付されました。

その内容は、次のとおりであります。

政府は、次の事項についてすみやかに善処するよう要請する。

一 通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、通勤途上の災害は、公務上の災害とするよう検討を加えること。

一 業務上の死亡等に対する民間の法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

一 一般公務員が、特に危険をおかして業務を遂行しなければならない場合の補償についても、引き続き検討を加えること。

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件外二件

一〇二二

第二章 適用範囲

第三条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約は、一時輸入が認められる物品について通関手帳の制度を採用することにより通関手帳を簡易化することを内容とするものであつて、この条約を締結することは、わが国民の国際的な活動を容易にし、また、関税制度の国際的な調和と統一を図るうえに有益であると考えられる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

(a) 「輸入税」とは、関税その他輸入に際し又はそれに関連して納付すべきすべての租税をいい、輸入物品に課されるすべての国内税及び消費税を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び課徴金であつて、国内産品の間接的保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課税とならないものを含まない。

(b) 「一時輸入」とは、第三条に規定する条約又は輸入国の国内法令で定める条件に従い、輸入税の免除を受けて一時的に輸入することをいう。

(c) 「保税運送」とは、締約国の国内法令に定める条件に従い、当該締約国の領域内の税関から同一領域内の他の税関へ貨物を運搬することをいう。

(d) 「A T Aカルネ」とは、一時輸入のための通関手帳とは、この条約の附属書に従つて作成される書類をいう。

(e) 「発給団体」とは、締約国の領域内でA T Aカルネを発給するため、当該締約国の税関当局によつて承認された団体を含む。

(f) 「保証団体」とは、締約国の領域内で第六條に規定する輸入税の額その他の金額について保証するため、当該締約国の税関当局によつて承認された団体を含む。

(g) 「理事会」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税協力理事会を設立する条約によつて設立された機関をいう。

(h) 「者」とは、文脈により異なる意味に解釈しなければならない場合を除くほか、自然人及び法人を含む。

1 各締約国は、次の条約の締約国である限り、それらの条約に基づいて一時輸入される物品につき、自国の領域について有効であり、かつ、この条約に定める条件に従つて発給され及び使用されるA T Aカルネを自国の通関手帳の代りとして及び第六條に規定する輸入税の額その他の金額の担保として認めるものとする。

(a) 千九百六十一年六月八日にブラッセルで作成された職業用具の一時輸入に関する通関条約

(b) 千九百六十一年六月八日にブラッセルで作成された展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約

各締約国は、また、一時輸入に関する他の国際条約に基づいて一時輸入される物品又は自国の国内法令に基づく一時輸入の手続につき、同一の条件で発給され及び使用されるA T Aカルネを認めることができる。

3 各締約国は、保税運送につき、同一の条件で発給され及び使用されるA T Aカルネを認めることができる。

4 加工又は修理向けられる物品は、A T Aカルネによる輸入をしてはならない。

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

日程第三 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

日程第四 職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

日程第五 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

○副議長(秋田大助君) 日程第三、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件、日程第四、職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件、日程第五、展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便宜に関する通関条約の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

この条約の署名国は、関税協力理事会及び関税及び貿易に関する一般協定(G A T T)の締約国団の主催の下に、国際連合教育科学文化機関(U N E S C O)の協力を得て会合し、物品の一時免税輸入に関する手続を容易にするため国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、物品の一時免税輸入のため共通の手続を採用することは、国際的な商業活動及び文化活動に著しい利益を与えることとなり、また、締約国の関税制度の一層高度の調和及び統一を確保することとなることを確信して、次のとおり協定した。

第一章 定義及び承認

第一条 この条約の適用上、

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第二章 適用範囲

第三条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件

第三章 A T Aカルネの発給及び使用

第四条

1 発給団体は、有効期間が発給の日から一年をこえるA T Aカルネを発給してはならない。発給団体は、A T Aカルネの有効である国及び提携する保証団体名をそのカルネの表紙に記載する。

2 A T Aカルネが発給された後は、カルネの表紙の裏面又はこれに添付されるつづき用紙に記載されている物品の表(総合物品表)に他の品目を追加してはならない。

第五条

A T Aカルネによる輸入が行なわれる物品の再輸出のために定められる期間は、いかなる場合にも、そのカルネの有効期間をこえてはならない。

第四章 保証

第六节

1 各保証団体は、その保証団体が設立されている国の税関当局に対し、提携する発給団体によつて発給されたA T Aカルネにより当該国へ持ち込まれる物品につき、一時輸入又は保税運送の条件が満たされないこととなつた場合に納付すべき輸入税の額その他の金額を納付することを約束する。その保証団体は、その輸入税の額その他の金額を納付すべき者と連帯してその納付の責任を負ふ。

2 保証団体の責任は、輸入税の額にその十パーセントに相当する額を加えた額を限度とする。

3 輸入国の税関当局は、留保を付さないで当該物品につきA T Aカルネについての責任解除をした場合には、当該物品につき1の輸入税の額その他の金額の納付を保証団体に請求することができなくなる。ただし、そのA T Aカルネについて責任解除を不適正に若しくは偽つて受けたこと又は一時輸入若しくは保税運送の条件に対する違反があつたことが後に判明した場合に於ては、保証団体に對しその請求をすることができ。

4 税関当局は、A T Aカルネの有効期間の満了の日から一年以内に1の輸入税の額その他の金額の納付を保証団体に請求しなかつたときは、いかなる場合にも、その納付を保証団体に要求することができない。

第五章 A T Aカルネの調整

第七节

1 保証団体は、税関当局から前条1に規定する輸入税の額その他の金額の納付について請求された日から六箇月の期間内においては、この条約に定める条件に従つて物品の再輸出の証拠を提出し、又はA T Aカルネについての他の適正な責任解除の証拠を提出することができる。

2 保証団体は、1の期間内に1に規定する証拠を提出しない場合には、前条1に規定する輸入税の額その他の金額を直ちに供託し又は仮に納付する。このように供託され又は仮に納付された輸入税の額その他の金額は、供託又は仮納付

の日から三箇月の期間の経過後に確定的に納付されたものとなる。保証団体は、この三箇月の期間内においても、その供託され又は仮に納付された輸入税の額その他の金額の返還を受けるため、1に規定する証拠を提出することができ。

第八节

1 輸入税の供託又は仮納付を法令で規定していない国については、2の規定に従つて納付された輸入税の額その他の金額は、確定的に納付されたものとみなす。ただし、1に規定する証拠が納付の日から三箇月以内に提出された場合には、納付された金額は、払い戻される。

2 A T Aカルネによる輸入が行なわれた物品の再輸出の証明は、その物品が一時輸入された国の税関当局がそのカルネに記入した再輸出証明によつて行なわれる。

3 物品の再輸出が1の規定に従つて証明されなかつた場合には、輸入国の税関当局は、A T Aカルネの有効期間が満了に達している場合において、その物品の再輸出の証拠として、次のものを認めることができる。

(a) 他の締約国の税関当局が輸入若しくは再輸入の際にそのA T Aカルネに記入した事項又は他の締約国の税関当局がその領域内への輸入若しくは再輸入の際にそのカルネから切り取られた証書に記入されている事項に基づいて発給する証明書。ただし、これらの事項は、証拠づけようとする再輸出の後に行なわれたことが立証可能な輸入又は再輸入に係るものでなければならぬ。

(b) その物品が当該輸入国の外にあることを証明する他の文書

3 締約国の税関当局がA T Aカルネにより当該締約国の領域内へ一時輸入された当該物品の再輸出の義務を免除する場合には、保証団体は、自己の義務からの責任解除を受ける。ただし、当該税関当局が当該物品に関する法的措置が講

じられたことをそのA T Aカルネに証明したとに限り。

第九节

前条2の規定を適用した場合において、税関当局は、調整手数料を徴収する権利を有する。

第六章 雜則

第十节

この条約に定める条件に従つて使用されるA T Aカルネに税関当局が記入する証明であつて、税関事務所又はその支所において通常の執務時間中に作成されるものについては、税関手数料の納付を要しない。

第十一节

物品が一の締約国の領域内にある間にその物品に係るA T Aカルネが著しく損傷し、亡失し又は盗まれた場合において、発給団体の申請があつたときは、当該締約国の税関当局は、その税関当局の定める条件に従つて、そのカルネの有効期間の満了の日以前に有効期間が満了する再発給カルネの効力を認める。

第十二节

1 一時輸入された物品が差押え（私人の訴えに基づくものを除く）を受けているために再輸出することができない場合には、その差押えの期間中は、再輸出の義務は、履行することを要しない。

2 A T Aカルネによる輸入が行なわれた物品が税関当局により又は税関当局のために差し押えられた場合には、その税関当局は、できる限り、その差押えについてそのカルネを保証する保証団体に通告するものとし、また、とうとうとする措置についてその保証団体に通報する。

第十三节

A T Aカルネの用紙又はその一部であつて、これらが輸入される国において発給されるため外国の提携団体、国際団体又は締約国の税関当局から発給団体に交付されるものについては、輸入税が免除され、いかなる輸入禁止又は輸入制限をも免除される。これに對應する便益は、輸出の際にも供与される。

この条約の適用上、関税同盟又は経済同盟を構成する二以上の締約国の領域は、単一の領域とみなすことができる。

第十四节

この条約の適用上、関税同盟又は経済同盟を構成する二以上の締約国の領域は、単一の領域とみなすことができる。

第十五节

偽り、違反又は濫用が行なわれた場合には、締約国は、この条約の規定にかかわらず、A T Aカルネを使用する者に対し、納付すべき輸入税その他の金額を徴収するための手続及びその者をその服すべき刑罰に処するための手続をとることができ。この場合において、発給団体及び保証団体は、税関当局に援助を提供するものとする。

第十六节

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部とする。

第十七节

この条約は、与えられるべき最小限度の便益を定めるものであり、締約国が一方的に又は二国間若しくは多数国間の協定に基づいて、現在与えており又は将来与えることが一層広い範囲の便益の供与を妨げるものではない。

第十八节

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、必要に応じて会合する。

2 1の会合は、いずれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。その会合は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催する。

第十九节

3 締約国は、会合に関する手続規則を定める。締約国の決定は、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数によつて行なう。

4 締約国は、過半数の締約国が出席しない限り、いかなる事項についても決定を行なつては

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(AT A条約)の締結について承認を求めるの件外二件 一〇一四

ならない。

第十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2 交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国が、前条の規定に従つて会合する締約国に付託するものとし、会合する締約国は、その紛争を審議し、かつ、解決のための勧告を行なう。

3 紛争当事国は、あらかじめ、締約国の2の勧告を拘束力を有するものとして受諾することを合意することができる。

第二十条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准を条件としないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名し、その後に批准書を寄託すること。

(c) 加入すること。

2 この条約は、ブラッセルにある理事会の本部で、1に規定する国の署名のため、千九百六十二年七月三十一日まで開放しておく。その後は、この条約は、それらの国の加入のため開放しておく。

3 この条約は、1(b)に規定する場合においては、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

4 1に規定する機関の構成国又は加盟国のい

れでもない国で、締約国の要請により理事会の事務総局長がこの条約への加入を招請するものは、この条約の効力発生の後にこの条約に加入することにより、この条約の締約国となることことができる。

5 批准書又は加入書は、理事会の事務総局長に寄託する。

第二十一条

1 この条約は、前条1に規定する国のうち五の国が批准を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、五の国が批准を条件としないでこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後、批准を条件としないで署名し又は批准し若しくは加入する国については、その国が批准を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

第二十二条

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、文書による通告を理事会の事務総局長に寄託することによつて行なう。

3 廃棄は、理事会の事務総局長が廃棄の通告書を受領した後六箇月で効力を生ずる。

4 締約国が1の規定に従つてこの条約を廃棄し

又は次条2(b)若しくは第二十五条2の規定に基づいて通告を行なう場合には、その廃棄又は通告の効力発生の日前に発給されたAT Aカルネは、引き続き効力を有するものとし、保証団体によるその保証の効力は、失われぬ。

第二十三条

1 この条約の署名、批准若しくはこれへの加入の際に又はその後、第三条2及び3の規定に従つてAT Aカルネを認めることを決定した国は、その旨を、カルネを認めることを約束する場合を明示し及びその承認が効力を生ずる日を定めて、理事会の事務総局長に通告する。

2 次の事項についても、同様の通告を理事会の事務総局長に於て行なうことができる。

(a) 従前の通告の範囲の拡大

(b) 前条4の規定に従うことを条件として、従前の通告の範囲の縮小又は従前の通告の取消し

第二十四条

1 締約国は、第十八条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。

2 勧告されたこの条約の改正は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合教育科学文化機関に送付する。

3 締約国は、勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に次のことを理事会の事務総局長

に通告することができる。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。

(b) 勧告された改正を受諾する意思を有するが、その受諾に必要な条件が自国においてまだ満たされていないこと。

4 3(b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告してない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができる。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力をも有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いずれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日

(b) いずれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告さ

れた場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

(四) 4に定める九箇月の期間の満了の日

7 受諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3(a)の規定による異議の申立て及び3(b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことをすべての締約国に通報する。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいずれの改正をも受諾したものとみなす。

第二十五条

1 いずれの国も、批准を条件としないこの条約に署名し若しくは批准書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長に於て通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。この通告は、理事会の事務総局長が受領した日の後三箇月で効力を生ずる。ただし、この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、この通告に係る領域について適用されることはない。

2 1の規定に基づき自国が国際関係について責任を有するいづれかの領域につきこの条約を適用する旨を理事会の事務総局長に通告した国

は、第二十二條の規定に従つて、その領域についてこの条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長に通告することができる。

第二十六条

1 いずれの国も、この条約の署名、批准又はこれへの加入の際に、郵便物につきこの条約に基づくATAカルネを認めないことを宣言することができるものとし、また、この条約の締約国となつた後は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。その通告は、事務総局長が受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

2 1に定めるところに従つて留保を行なつた締約国は、理事会の事務総局長に通告することにより、いつでもその留保を撤回することができる。

3 この条約に対しては、その他のいかなる留保も許されない。

第二十七条

理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合教育科学文化機関に対し、次の事項を通告する。

(a) 第二十条の規定による署名、批准及び加入

(b) この条約が第二十一条の規定に従つて効力を生ずる日

(c) 第二十二條の規定による廃棄

(d) 第二十三條の規定による通告

(e) 第二十四條の規定に従つて受諾されたものとされた改正及びその改正が効力を生ずる日

(f) 第二十五条の規定によつて受領する通告

(g) 前条の規定に従つて行なわれる宣言及び通告並びに留保又はその撤回が効力を生ずる日

第二十八條
この条約は、国際連合憲章第百二條の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年十二月六日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証贈本を第二十条1に規定するすべての国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストラリアのために

オーストリアのために

ベルギーのために

デンマークのために

スペインのために

フィンランドのために

フランスのために

ギリシャのために

ハイチのために

インドネシアのために

イランのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

レバノンのために

ルクセンブルグのために

ノールウェーのために

パキスタンのために

オランダ王国のために

ポルトガルのために

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

スーダンのために

スウェーデンのために

スイスのために

トルコのために

ユーゴスラヴィアのために

附属書 ATAカルネの様式

ATAカルネは、英語又はフランス語で印刷するものとし、これに加えて他の言語でも印刷することができる。

ATAカルネの寸法は縦三百九十六ミリメートル、横二百一十ミリメートルとし、証書の寸法は縦二百九十七ミリメートル、横二百一十ミリメートルとする。

昭和三十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件外二件

•
一〇一六

表紙の表面

AT Aカルネの番号

ATAカルネの番号 _____

ATAカルネ(一時輸入のための通関手帳)

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約

(カルネに記入する前に、裏表紙の裏面の注意書を読んで下さい。)

カルネの有効期限

完結團體...

使用者(*)

物品の用途

.....

このカルネは、次の団体の保証に基づき、次の国において使用することができる。

このカルネの名義人及び使用者は、仕出国及び輸入国の法令を遵守する責任を負う。

免給地

田給卷

(名義人の署名)

(発給団体の権限のある職員(署名))

税関当局による証明

1. 総合物品表の次の品目番号について7欄に記載するとおり、識別記号が施された。

2 物品は、検査された。(*)

整理番号(*) 3

●

(場所)

(日付)

.....(墨名がボスダンゾ)

(*) 不要な語は消すこと。

表紙の裏面

総合物品表の次の品目番号について7欄又は8欄に記載するとおり、識別記号が施された。..

（税関）

（場所）

(日付)

(署名及びスタンプ)

総合物品表の次の品目番号について7欄又は8欄に記載するとおり、識別記号が施された。...

（附圖）

(場所)

(目付)

(署名及びスタンプ)

品目 番号	品名並びに、 記号及び、 若しあれば、 番号	個数	重量等の 量	価額(*)	原産国(**)	税関によつて施 される識別記号	
1	2	3	4	5	6	7	8
小 計							

(*) カルネが発給される国における商業的価額

(**) カルネが発給される国と異なる場合

国際保証組織.....

AT Aカルネの番号.....

..... (名義人の署名)

..... (発給団体の権限のある職員の名義)

総合物品表へつづき用紙 番号.....

品目 番号	品名並びに、 記号及び番号	個数	重量等の 量	価額(*)	原産国(**)	税関によつて施 される識別記号	8
1	2	3	4	5	6	7	8
	小計						
	小計						

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

品目 番号	品名並びに、 記号及び番号	個数	重量等の 量	価額(*)	原産国(**)	税関によつて施 される識別記号	8
1	2	3	4	5	6	7	8
	小計						
	小計						

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

..... 証 書 番 号
つづき用紙 番号
AT Aカルネの番号

品目 番号	品名並びに、 記号 及び 番号	個数	重量等 の量	価額(*)	原産地(**)	税 関	記 入 欄
1	2	3	4	5	6	7	8
—	小 計		—		—	—	—
—	小 計		—		—	—	—

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議錄第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件外二件

一〇一九

品目 番号	品名並びに 記号	若しあれば、 番号	個数	重量等の 数	価額(*)	原産国(**)	税 関 記 入 欄
1	2	3	4	5	6	7	8
	小 計						
	小 計						

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

(*) カルネが発給される国における商業的価額

(**) カルネが発給される国と異なる場合

輸入 控 え 番号..... 1 総合物品表の品目番号..... 2 再輸出／税関への提示(*)のための最終日..... 3 整理番号(*)..... 4 その他の事項(*)..... (税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ)..... (*) 不要な語は消すこと。	ATAカルネの番号..... の物品は、一時輸入された。 (*) 不要な語は消すこと。
--	--

輸入 証 書 番号..... (A) カルネの有効期限..... 発給団体..... 名義人..... 使用者(*)..... (B) 一時輸入申告 1 私..... から正当に権限を与えられ、(*) (a) 輸入国の法令に定める条件に従い、裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の品目番号..... (b) (a)の物品を一時輸入する目的は、..... において..... (c) 輸入国の法令を遵守すること／及び税関が定める期間内に(a)の物品を再輸出すること..... (d) この証書に記入されている事項が真実かつ完全なものであることを申告します。 2 次の事項の明細 (a) 包装(個数、種類、記号その他)(*)..... (b) 輸送手段(*)..... (税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名).....	ATAカルネの番号..... (*) は、.....
--	---

(C) 輸入通関 1 (B)の申告に係る物品は、一時輸入された。 2 再輸出／税関への提示(*)のための最終日..... 3 整理番号(*)..... 4 その他の事項(*)..... (税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ)..... (*) 不要な語は消すこと。	(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で).....
--	-----------------------------------

ATAカルネの番号.....

品目 番号	品名並びに 記号	個数	重量等の 量	価額(*)	原産国(**)	税関記入欄
1	2	3	4	5	6	7
小計						

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

により一時輸入された物品で、総合物品表の品目番号

(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で)

10

の物品は、再輸出された。(*)

とられた措置(*)

ATAカルネの番号 _____

使用者(*)

再輸出申告

(**) 15,

総合物品表の品目番号が

(*) 出せることである。

輸出の予定のない物品に関する事項(*)

、次の書類を提出します。（*）

明細

種類、記号その他(※).....(※)

..... (署名) (日付)

再輸出通関

た物品についてと

輸出の予定のない物品についてとられた措置（*）

税関へ送付すること。(*)

品目番号	品名並号及び記	個数	重量等の量	価額(*)	原産国(**)	税関記入欄
1	2	3	4	5	6	7 8

小
餅

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

ATAカルネの番号

保税運送控え 番号

保税運送承認

1 総合物品表の品目番号

2 物品は、税関への提示(*)のための最終日

3 整理番号(*)

(税関) (場所) (日付) (署名及びスタンプ)

仕向地税関による責任解除証明

1 上記1の物品は、再輸出/提示(*)された。

2 その他の事項(*)

(税関) (場所) (日付) (署名及びスタンプ)

(*) 不要な語は消すこと。

保税運送証書 番号

(A) カルネの有効期限

発給団体

名義人

使用者(*)

(B) 保税運送による発送申告

1 私

(**)は、(***)は、

から正当に権限を与えられ、(*)

(a) 保税運送の行なわれる国の法令に定める条件に従い、

裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の品目番号

(b) 保税運送の行なわれる国の法令を遵守すること及び封印された状態(封印がある場合)で

これらの物品をこのカルネとともに税関が定める期間内に仕向地税関に提示することを約束します。

(c) この証書に記入されている事項が真実かつ正確なものであることを申告します。

2 次の事項の明細

(a) 包装(個数、種類、記号その他)(*)

(b) 輸送手段(*)

(場所) (日付) (署名)

(*) 不要な語は消すこと。

(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で)

品目番号

品名並びに、若しあれば号

個数

重量等の量

価額(*)

原産国(**)

税関記入欄

1

2

3

4

5

6

7

8

小計

(*) カルネが発給される国における商業的価額

(**) カルネが発給される国と異なる場合

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の締結について承認を求めるの件外二件

保税運送控え 番号.....

ATAカルネの番号.....

保税運送承認

1 総合物品表の品目番号..... 税関へ保税運送によって発送された。

2 再輸出／税関への提示(*)のための最終日.....

3 整理番号(*).....

(税関)..... (日付)..... (署名及びスタンプ).....

仕向地税関による責任解除証明

1 上記1の物品は、再輸出／提示(*)された。

2 その他の事項(*).....

(税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ).....

(*) 不要な語は消すこと。

保税運送証書 番号.....

(A) カルネの有効期限.....

発給団体.....

名義人.....

使用者(*).....

(**)は、.....

(B) 保税運送による発送申告

1 私.....

から正当に権限を与えられ、(*)

(a) 保税運送の行なわれる国の法令に定める条件に従い、

裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の品目番号.....

(b) 保税運送の行なわれる国の法令を遵守すること及び封印された状態(封印がある場合)で

これらの物品をこのカルネとともに税関が定める期間内に仕向地税関に提示することを約束します。

(c) この証書に記入されている事項が真実かつ正確なものであることを申告します。

2 次の事項の明細

(a) 包装(個数、種類、記号その他)(*).....

(b) 輸送手段(*).....

(場所)..... (日付)..... (署名).....

(C) 保税運送承認

1 (B)の申告に係る物品につき、承認が与えられた。

2 再輸出／税関への提示(*)のための最終日.....

3 整理番号(*).....

4 施された税関の封印(*)..... 税関へ送付すること。(*)

(税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ).....

(D) 仕向地税関による責任解除証明

1 (D)の申告に係る物品は、再輸出／提示(*)された。

2 その他の事項(*)..... (税関)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ).....

(*) 不要な語は消すこと。

(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で)

品目 番号	品名並びに、 記号及び番 号	個数	重量等の 量	価額(*)	原産国(**)	税関記入欄
1	2	3	4	5	6	7
						8
小計						

(*) カルネが発給される国における商業的価額

(**) カルネが発給される国と異なる場合

裏表紙の裏面

A T Aカルネの使用上の注意書

- 1 カルネの対象となるすべての物品について、総合物品表の1から6までの欄に記入する。表紙の裏面の総合物品表の記入欄が足りない場合には、所定の様式のつづき用紙を使用する。
- 2 総合物品表の終りの表示として、3欄及び5欄の合計を表の末尾に数字及び文字で記入する。総合物品表が二ページ以上となる場合には、使用したつづき用紙の枚数を数字及び文字で表紙の裏面の表の最下部に記載する。
- 3 証書の物品表について、同様に記入する。
- 4 各品目について一の品目番号を付し、1欄に記入する。
- 5 二以上の別個の部分（予備品及び附属品を含む）から成る物品について、単一の品目番号を付することができる。この場合には、それぞれ別個の部分の名称、価額及び、必要なときは、重量を2欄に記入し、4欄及び5欄には、重量及び価額の合計のみを記入する。
- 6 証書の物品表を作成する際には、総合物品表における品目番号と同じ品目番号を用いる。
- 7 税関の管理を容易にするため、各物品（その別個の部分を含む）にその品目番号を明確に表示しておくことが望ましい。
- 8 同一の品名を有する二以上の品目は、各品目に別個の品目番号を付することを条件として、一組にまとめることができる。一組にまとめられている品目が同一の価額又は重量を有しない場合には、それぞれの価額及び、必要となるときは、重量を2欄に記入する。
- 9 物品が展覧会用のものである場合には、輸入者は、その展覧会の名称及び開催場所並びにその主催者の氏名又は名称及び住所を輸入証書のB1(b)に記入することが望ましい。
- 10 カルネは、読みやすく、かつ、消すことができないように記入する。
- 11 カルネの対象となるすべての物品は、仕田国において検査され、記録されなければならない。このため、仕田国の税関当局にカルネとともに提示されなければならない。ただし、仕田国の税関関係法規がその検査について規定していない場合は、この限りでない。
- 12 カルネが輸入国の言語以外の言語で記入されている場合には、税関当局は、翻訳文を要求することができる。
- 13 名義人は、有効期間の満了したカルネ又は再び使用する意図を有しないカルネを免給団体に返納しなければならない。
- 14 数字の表示には、必ずアラビア数字を使用する。

裏表紙の表面

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和四十八年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
A、附属書B及び附属書Cを含む。の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和四十八年六月十九日 衆議院会議録第四十四号

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A T A条約)の締結について承認を求めるの件外二件

理 由

この条約は、各種の職業的活動のため締結国に一時的に輸入する者の職業用具について一時免税輸入等の便宜を与えることを内容とするものである。この条約を締結することは、専門的技術及び技術の国際交流を促進するうえに有益であると考えられる。よって、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

職業用具の一時輸入に関する通関条約 前文

この条約の署名国は、
関税協力理事会及び関税及び貿易に関する一般協定(G A T T)の締結国団の主催の下に、国際連合教育科学文化機関(U N E S C O)の協力を得て、
一時免税輸入に関する手続の適用範囲の拡張のため国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、
職業用具の一時免税輸入に関する一般的規則を採用することは、専門的技術及び技術の国際交流を容易にすることとなると確信して、
次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条

この条約の適用上、

(a) 「輸入税」とは、関税その他輸入に際し又はそれに関連して納付すべきすべての内国税及び消費税を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び課徴金であつて、国内産品の間接的保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課税とならないものを含まない。

(b) 「一時輸入」とは、再輸出を条件として、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限の免除を受けて一時的に輸入することをいう。

(c) 「理事会」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された関税協力理事会を設立する条約によつて設立された機関をいふ。

る。

(d) 「者」とは、文脈により異なつた意味に解釈しなければならない場合を除くほか、自然人及び法人をいう。

第二章 一時輸入

第二条

各締結国は、前条から第二十二条まで及び自国が拘束される附属書に定める条件により、その附属書に規定する用具について一時輸入を認める。「用具」には、関連のある補助機器及び附属品を含む。

第三条

締結国が一時輸入に係る条件の履行を確保するため担保の提供を要求する場合には、その担保の額は、当該輸入税の額にその十パーセントに相当する額を加えた額を限度とする。

第四条

一時輸入を認められた用具は、輸入の日から六箇月以内に再輸出されなければならない。税関当局は、正当な理由がある場合には、一時輸入国の法令に定める範囲内で、一層長い期間を認め又は当初の期間を延長することができる。

第五条

一時輸入を認められた用具は、数回に分けて、いずれの国を仕向地とするかを問はず、また、再輸出の通関事務を行ないずれの税関を通じても、再輸出することができるものとし、その再輸出が行なわれる税関をその輸入が行なわれた税関に限定してはならない。

第六条

1 著しく損傷した用具の全部又は一部は、その損傷が公式に確認された事故によるものである場合には、この条約に定める再輸出の義務にかかわらず、その再輸出を要求されない。ただし、その用具の全部又は一部については、税関当局が要求するところに従い、次のいずれかの措置がとられなければならない。

(a) 相当する輸入税の納付

(b) 一時輸入された国の国庫への無償の引渡し
(c) 一時輸入された国の国庫の費用負担によらないで当局の監督の下で行なう減却

2 一時輸入を認められた用具の全部又は一部が差押え私人の訴えに基づくものを除くを、受けていたために再輸出することができない場合には、その差押えの期間中は、再輸出の義務は、履行することを要しない。

第七章

一時輸入を認められた用具を修理するために輸入される部分品についても、この条約に定める便益が与えられる。

第三章 雑則

第八条

この条約の適用上、効力を有する一又は二以上の附属書で当該締約国を拘束するものは、この条約の不可分の一部をなすものとし、当該締約国に關しては、この条約というときは、当該附属書を含む。

第九条

この条約は、与えられるべき最小限度の便益を定めるものである。この条約は、締約国が一方的に又は二国間若しくは多数国間の協定に基づいて、現在与えており又は将来与えることがある一層広い範囲の便益の供与を妨げるものではない。

第十条

この条約の適用上、関税同盟又は経済同盟を構成する二以上の締約国の領域は、単一の領域とみなすことができる。

第十一条

この条約は、公衆道徳上、公の秩序上、公安上若しくは公衆衛生上の理由により若しくは動植物防疫上の考慮により、又は特許、商標若しくは著作権の保護に關連して国内法令に基づいて行なわれる禁止又は制限を妨げるものではない。

第十二条

この条約の規定に対する違反、すり換え、虚偽の申告又はいずれかの者若しくは物品に對しこの

条約に定める便益を不当に与えることとなるその他の行為が行なわれた場合には、これらの犯則が行なわれた国において、当該犯則者に対しその国の法令に定める刑罰を科することができるものとす。また、当該輸入税を当該犯則者に納付させることができる。

第四章 最終規定

第十三条

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、必要に応じて会合する。

2 1の会合は、いずれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。ただし、検討すべき問題が、効力を有する一又は二以上の附属書に關連するものである場合には、当該附属書に拘束される締約国のみがその要請を行なうことができる。1の会合は、関係締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催する。

3 締約国は、会合に關する手続規則を定める。締約国の決定は、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数によつて行なう。この場合において、効力を有する附属書に關連する問題については、当該附属書に拘束される締約国のみが投票する権利を有する。

4 関係締約国は、過半数の関係締約国が出席しない限り、いかなる事項についても決定を行なうてはならない。

第十四条

1 この条約の解釈又は適用に關する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2 交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国が、前条の規定に従つて会合する締約国に付託するものとし、会合する締約国は、その紛争を審議し、かつ、解決のための勧告を行なう。

3 紛争当事国は、あらかじめ、締約国の2の勧告を拘束力とするものとして受諾することを合意することができる。

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

第十五条

(a) 批准を条件としないで署名すること。
(b) 批准を条件として署名し、その後批准書を寄託すること。
(c) 加入すること。

2 この条約は、ブラッセルにある理事会の本部で、1に規定する国の署名のため、千九百六十二年三月三十一日まで開放しておく。その後、この条約は、それらの国の加入のため開放しておく。

3 この条約は、1(b)に規定する場合において、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

4 1に規定する機関の構成国又は加盟国のいずれでもない国で、締約国の要請により理事会の事務総局長がこの条約への加入を招請するものは、この条約の効力発生の際はこの条約に加入することにより、この条約の締約国となることことができる。

5 1又は4に規定する各国は、この条約の署名、批准又はこれへの加入の際に、一又は二以上の附属書に自国が拘束されることを宣言するものとする。各国は、その後、理事会の事務総局長に通告を行なうことにより、他の一又は二以上の附属書に自国が拘束されることを宣言することができる。

6 批准書又は加入書は、理事会の事務総局長に寄託する。

第十六条

1 この条約は、前条1に規定する国のうち五の国が批准を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託し、かつ、同一の附属書に拘束されることを宣言した後三箇月で、当該附属書とともに効力を生ずる。

2 この条約は、五の国が批准を条件としないでこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託し、かつ、同一の附属書に拘束されることを宣言した後批准し又は加入する国については、その国が当該附属書に拘束される旨の宣言を付して批准書又は加入書を寄託した後三箇月で、当該附属書とともに効力を生ずる。

3 この条約は、批准を条件としないでこの条約に署名し又は批准し若しくは加入した後、五の国が拘束される旨の宣言を行なつた他の附属書に拘束されることを宣言する国については、その宣言を行なつた後三箇月で、当該附属書に關して効力を生ずる。

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日後はいつでも、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、文書による通告を理事会の事務総局長に寄託することによつて行なう。

3 廃棄は、理事会の事務総局長が廃棄の通告書を受領した後六箇月で効力を生ずる。

4 2及び3の規定は、附属書に關しても適用されるものとし、いずれの締約国も、前条の規定に基づく当該附属書の効力発生の日後はいつでも、自国が当該附属書に拘束されないことを宣言することができる。自国が拘束されるすべての附属書を廃棄した締約国は、この条約を廃棄したものとみなされる。

第十七条

1 締約国は、第十三条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。

第十八条

2 勧告されたこの条約の改正は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に關する一般協定の締約国並びに国際連合

教育科学文化機関に送付する。

3 勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に、締約国（効力を有する附属書のみ）の改正については、当該附属書に拘束される締約国は、次のことを理事会の事務総局長に通告することができる。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。
(b) 勧告された改正を受諾する意思を有するが、その受諾に必要な条件が自国においてまだ満たされていないこと。

4 3 (b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告してない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができる。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力を有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いずれの締約国も3 (b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日
(b) いずれかの締約国が3 (b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告された場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

(ii) 4に定める九箇月の期間の満了の日
(iii) 受諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日

ものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3 (a)の規定による異議の申立て及び3 (b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3 (b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことをすべての締約国に通報する。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいずれの改正をも受諾したものとみなす。

10 批准を条件としないこの条約に署名し又は批准し若しくは加入した後、他の附属書に拘束されることを宣言する国は、理事会の事務総局長にその宣言の通告を行なつた日に効力を生じていた当該附属書のいずれの改正をも受諾したものとみなす。

第十九条
1 いずれの国も、批准を条件としないこの条約に署名し若しくは批准書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長に於て通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができるものとし、この条約は、理事会の事務総局長がその通告を受領した日の後三箇月で、この通告に係る領域について適用する。ただし、この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、当該領域について適用されることはない。

2 1の規定に基づき自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域につきこの条約を適用することを宣言した国は、第十七条の規定に従つて、その領域についてのこの条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長に通告することができる。

第二十条

この条約に対しては、いかなる留保も許されない。

第二十一条

理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合教育科学文化機関に対し、次の事項を通告する。

(a) 第十五条の規定による署名、批准、加入及び宣言
(b) この条約及び各附属書が第十六条の規定に従つて効力を生ずる日
(c) 第十七条の規定による廃棄及び宣言
(d) 第十八条の規定に従つて受諾されたものとされた改正及びその改正が効力を生ずる日
(e) 第十九条の規定によつて受領する宣言及び通告

第二十二条

この条約は、国際連合憲章第百二条の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年六月八日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証本を第十五条1に規定するすべての国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために
批准を条件として
クルト・オプラー
ドクター・カール・ゼップ
千九百六十二年三月八日
オーストラリアのために

オーストラリアのために
批准を条件として
ヨーゼフ・シュタンゲルベルガー
千九百六十一年十月三十日

ベルギーのために
ビルマのために
ブラジルのために
カナダのために
セイロンのために
チリのために
キューバのために
批准を条件として
グスターボ・アルコス・ベルグネス
千九百六十二年二月二十八日

デンマークのために
批准を条件として
伯爵 エガート・アダム・クヌート
千九百六十二年三月二十七日

ドミニカ共和国のために
スペインのために
批准を条件として
伯爵 カサ・ミランダ
千九百六十二年二月二十一日

アメリカ合衆国のために
フィンランドのために
フランスのために
レイモン・ブスケ
千九百六十二年三月三十一日

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件外二件 一〇二八

ガーナのために

ギリシャのために

ハイティのために

インドのために

インドネシアのために

イランのために

批准を条件として
ホスロー・ヘダヤット

千九百六十二年二月十六日
アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

批准を条件として
ウゴ・カルデロニ

千九百六十一年十二月七日
日本国のために

レバノンのために

ルクセンブルグのために

マラヤ連邦のために

ニカラグアのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

千九百六十二年三月三十日
ニルス・A・ヨルゲンセン

千九百六十二年三月三十日
ニュー・ジージランドのために

パキスタンのために

オランダ王国のために

ペルーのために

ポルトガルのために

千九百六十二年三月十五日
エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

アラブ連合共和国のために

千九百六十二年三月十四日
ニジニールのために

千九百六十二年三月十四日
ジョルジュ・コンダ

南アフリカ共和国のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

批准を条件として
サー・ジョン・ニコルス

千九百六十二年二月二十七日
シエラ・レオネのために

スーダンのために

スウェーデンのために

批准を条件として
グンナル・ユングタール

千九百六十二年三月三十日
スイスのために

批准を条件として
シャルル・レンツ

千九百六十一年十二月七日
チェッコスロヴァキアのために

ウラジミール・ルドヴィーク

千九百六十二年三月二十八日

トルコのために

批准を条件として
ハサン・エサット・ウシュック

千九百六十二年三月三十一日
ウルグアイのために

ユーゴスラヴィアのために

附属書A 報道用具、ラジオ放送用具又は
テレビジョン放送用具

1 定義

この附属書の適用上、「報道用具、ラジオ放送用具又はテレビジョン放送用具」とは、報道のため又は番組の素材を送信若しくは記録するため、ある国に輸入する報道機関、ラジオ放送機関又はテレビジョン放送機関の派遣者が必要とする用具をいう。

一時輸入の許可の条件

(a) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人の所有に係るものでなければならぬ。

(b) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人によつて輸入されるものでなければならぬ。

(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することが出来るものでなければならぬ。ただし、音声又は映像を記録するための媒体で記録がされていないものについては、最も弾力的な確認の方法が適用される。

(d) 用具は、当該入国者によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。

(e) 用具は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる賃貸借契約又はこれに類する取決めの目的物としてではない。ただし、この条件

は、共同のラジオ放送番組又はテレビジョン放送番組の場合については適用されない。

II 例示表

A 報道用具

タイプライター
写真機又は映画撮影機
音声又は映像の送信機、記録用又は再生用の機器

音声又は映像の記録用媒体(記録がされていないもの)

B ラジオ放送用具

送信用又は受信用の機器
音声の記録用又は再生用の機器
試験用又は測定用の機器

補助用具(時計、ストップウォッチ、ラ針盤、発電セット、トランスフォーマー、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等)

音声記録用媒体(記録がされていないもの)

C テレビジョン放送用具

テレビジョンカメラ
テレビジョンマ

試験用又は測定用の機器
送信用又は中継用の機器
通信用機器

音声又は映像の記録用又は再生用の機器
照明用具
補助用具(時計、ストップウォッチ、ラ針盤、発電セット、トランスフォーマー、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等)

音声又は映像の記録用媒体(記録がされていないもの)

編集のための下見用フィルム
楽器、衣裳、背景その他舞台用小道具

前記の目的のために設計され又は特に改造された車両

D

附属書B 映画用具

I 定義及び条件

1 定義

この附属書の適用上、「映画用具」とは、映画を製作するため、ある国に入国する者が必要とする用具をいう。

2 一時輸入の許可の条件

(a) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人の所有に係るものでなければならぬ。

(b) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人によつて輸入されるものでなければならぬ。

(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することができなければならない。ただし、映像又は音声記録するための媒体で記録がされていないものについては、最も弾力的な確認の方法が適用される。

(d) 用具は、当該入国者によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。ただし、この条件は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる共同製作の契約であつて、映画の共同製作に関する政府間協定に基づき当該一時輸入国の権限のある当局が承認したものに基いて映画を製作するために輸入される用具については、適用されない。

(e) 用具は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる賃貸借契約又はこれに類する取決めの目的物としてではない。

II 例示表

A 用具

各種のカメラ
試験用又は測定用の機器
撮影用のドリー及びブーム
照明用具

音声の記録用又は再生用の機器
映像又は音声の記録用媒体（記録がされて

いないもの)

編集のための下見用フィルム
補助用具（時計、ストップウォッチ、ラ針盤、発電セット、トランスフォーマー、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）
楽器、衣裳、背景その他舞台用小道具
前記の目的のために設計され又は特に改造された車両

B

定義

I 定義及び条件

1 定義

この附属書の適用上、「その他の職業用具」とは、他の附属書に規定されていない種類の用具であつて、仕事をするためにある国に入国する者が職業上必要とするものをいう。ただし、物品の国内運送、工業的生産又は包装のために使用される用具、天然資源を開発するために使用される用具（手工具を除く）、建造物の建設、修理又は維持のために使用される用具（手工具を除く）及び土木工事その他これに類する工事のために使用される用具（手工具を除く）を含まない。

2 一時輸入の許可の条件

(a) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人の所有に係るものでなければならぬ。

(b) 用具は、外国に居住する自然人又は外国において設立された法人によつて輸入されるものでなければならぬ。

(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することができなければならない。

(d) 用具は、当該入国者によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。

II 例示表

A 機械、プラント、運送手段等の組立て、試験、稼働、点検、管理、保守又は修理のための

用具

工具

測定用、点検用又は試験用の機器（温度、圧力、距離、高さ、表面、速度等に係るもの）。これらの機器には、電気機器（電圧計、電流計、測定用ケーブル、比較測定器、トランスフォーマー、記録機器等）及び治具を含む。

B

組立て中又は組立て後に機械又はプラントの写真をとるための機器

C

船舶検査用機器

D

実業家、事業能率コンサルタント、生産性専門家、会計士又はこれらに類する職業に従事する者が必要とする用具

E

タイプライター

F

音声の送信用、記録用又は再生用の機器

G

計算機器

H

地形の測量又は地球物理学上の探査に従事する専門家が必要とする用具

I

測定用機器

J

せん孔用具

輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十八年三月十九日

内閣総理大臣 田中 角榮

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に

対する便益に関する通関条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、展覧会、見本市、会議等の催しにおいて展示され又は使用される物品について一時免税輸入等の便益を与えることを内容とするものであつて、この条約を締結することは、わが国におけるこれらの催しの開催を一層容易にし、ひいては経済、文化等の分野における国際交流を促進するうえに有益であると考えられる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

前文

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約

この条約の署名国は、

関税協力理事会の主催の下に、国際連合欧州経済委員会（ECE）及び国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の協力を得て会合し、

国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、

昭和四十八年六月十九日 衆議院会議録第四十四号

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の締結について承認を求めるの件外二件

一〇二九

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A条約)の締結について承認を求める件外二件

一〇三〇

商業、技術、宗教、教育、科学、文化又は慈善に関する展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおける物品の展示を容易にすることを希望し、

このような物品の通関上の取扱に關する一般の規則を採用することは、國際貿易に著しい利益を与えることとなり、また、思想及び知識の國際交流を増進することとなると確信して、

次のとおり協定した。

第一章 定義

第一条

この条約の適用上、

- (a) 「催し」とは、次のものをいう。
- 1 商業、工業、農業又は工芸に關する展覧会、見本市、展示会その他これらに類する催し
- 2 主として慈善のために開催される展覧会又は会合
- 3 すべての分野の學問、芸術、工芸、スポーツ若しくは科学的、教育的若しくは文化的活動の促進、諸國民の友好の促進又は宗教上の知識若しくは信仰の普及を主たる目的として開催される展覧会又は会合
- 4 國際団体が開催する代表者の会合又は國際的な連絡を有する諸團體の代表者の会合
- 5 公的又は記念的性格を有する儀式又は催し

もつとも、外國の物品の販売のため、店舗又は事業所内で私的な目的で開催する展示会を除く。

(b) 「輸入税」とは、關稅その他輸入に際し又はそれに關連して納付すべきすべての租稅をいい、輸入物品に課されるすべての内國稅及び消費稅を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手數料及び課徵金であつて、國內產品の間接的保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課稅とならないものを含まない。

(c) 「一時輸入」とは、再輸出を條件として、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限の免除を受けて一時的に輸入することをいう。

(d) 「理事會」とは、千九百五十年十二月十五日にブラッセルで作成された關稅協力理事會を設立する條約によつて設立された機關をいう。

(e) 「者」とは、文脈により異なつた意味に解釈しなければならぬ場合を除くほか、自然人及び法人をいう。

第二章 一時輸入

第二条

1 一時輸入は、次の物品について認められる。

- (a) 催しにおける展示又は実演に供するための物品
- (b) 催しにおける外國の產品の展示に關連して使用される物品。これらの物品には、次の物品を含む。
- (i) 展示される外國の機械又は機器の実演に必要な物品
- (ii) 外國の出品者の一時的な陳列用施設の建設又は裝飾のための資材(電気器具を含む)。
- (iii) 宣伝及び実演のための資材であつて展示される外國の物品の宣伝用のものであることが明らかなるもの。たとえば、録音物、フィルム及びスライド並びにこれらの物品を使用するための機器
- (c) 國際的な會合、會議又は大會において使用される用具(通訳裝置、録音機器及び教育的、科学的又は文化的フィルムを含む)。

2 1に規定する便益は、次のことを條件として与えられる。

- (a) 物品が、再輸出される際に同一性を確認することができものであること。
- (b) 同一の物品の個數又は數量が、輸入の目的に照らして妥当なものであること。
- (c) 一時輸入國の稅關當局が、この條約に定める條件が満たされていると認めること。

第三条

一時輸入を認められた物品は、この條約に基づいて与えられる便益の対象である間は、次のことを認められない。ただし、一時輸入國の國內法令がこれを認める場合は、この限りでない。

- (a) 貸し付けること又は、方法のいかんを問はず、使用料若しくは報酬を得るために用いること。
- (b) 催しの開催場所から移動させること。

第四条

1 一時輸入を認められた物品は、輸入の日から六箇月以内に再輸出されなければならない。ただし、一時輸入國の稅關當局は、催しの期間、性質等の事情を勘案して、一層短い期間内にその物品を再輸出するよう要求することができ、もつとも、その期間は、輸入の日から催しの終了の日までの期間に少なくとも一箇月を加えた期間とする。

2 1の規定にかかわらず、稅關當局は、一時輸入國の法令に定める條件が遵守されることが及び物品が輸入の日から一年以内に再輸出されることが條件として、その後の催しにおいて再び展示され又は使用される物品を当該一時輸入國の國內にとどめることを認めるものとする。

3 稅關當局は、正当な理由がある場合には、一時輸入國の法令に定める範圍内で、1及び2に定める期間よりも長い期間を認め又は当初の期間を延長することができる。

4 一時輸入を認められた物品が差押え(私人の訴えに基づくものを除く)を受けているために再輸出することができない場合には、その差押えの期間中は、この條に定める再輸出の義務は、履行することを要しない。

第五条

1 著しく損傷した物品、価値をほとんど有しない物品及び腐敗しやすい物品は、この條約に定める再輸出の義務にかかわらず、その再輸出を要求されない。ただし、その物品については、稅關當局が要求するところに従い、次のいずれかの措置がとられなければならない。

- (a) 相當する輸入税の納付
- (b) 一時輸入された國の國庫への無償の引渡し
- (c) 一時輸入された國の國庫の費用負担によらないで當局の監督の下で行なう滅却

2 一時輸入を認められた物品は、外國から直接に輸入される物品につき一時輸入國の法令に基づいて適用される條件及び手続に従うことを條件として、再輸出以外の方法で処分することができるとし、特に、國內使用のために引き取ることができ。

第三章 輸入税の免除

第六条

1 次の物品については、第二十三條の規定に基づき留保の通告が行なわれたものを除き、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限が免除されるものとし、また、一時輸入が認められている場合には、再輸出は、要求されない。

- (a) 催しにおいて展示される外國の物品の小型見本(小型見本の形狀で輸入されるか又は見本用として輸入される物品からその催しにおいて作られるかを問わないものとし、飲食物の見本を含む)。ただし、次の條件に合致するものに限る。
- (i) 國外から無償で供給されるものであつて、その催しにおいてもつばら観覧者への無償の配布のために用いられ、かつ、配布を受けた者が個人的に使用し又は消費するものであること。
- (ii) 宣伝用の見本であることを確認することができものであること、かつ、個個にはほとんど価値を有しないものであること。
- (iii) 商業目的に適していないものであり、かつ、適当な場合には、最も小型の小売用の包装よりも明らかに少ない量を包装したものであること。

(iv) 面に定める包装を施さないで配布する飲食物の見本については、その催しにおいて消費されること。

(v) その見本の総額及び総量について、輸入国の税関当局がその催しの性質、観覧者数及び出品者の参加の規模を勘案して妥当であると認めたこと。

(b) 催しにおいて、もつばら実演に供するため又は展示される外国の機械若しくは機器の実演の際使用するために輸入される物品で、その実演の過程で消費され又は損壊されるもの。ただし、その物品の総額及び総量について、輸入国の税関当局がその催しの性質、観覧者数及び出品者の参加の規模を勘案して妥当であると認めたことを条件とする。

(c) 催しにおいて外国の出品者の一時的な陳列用施設の建設、装備又は装飾のために消費される低価額の物品。たとえば、ペイント、ワニス、壁紙

(d) 印刷物、カタログ、商品案内、価格表、宣伝用ポスター、カレンダー（いずれも、さし絵の有無を問わない）及びわくのつかない写真であつて、催しにおいて展示される外国の物品の宣伝用の資料であることが明らかなるもの。ただし、次の条件に合致するものに限る。

(i) 国外から無償で供給され、かつ、その催しにおいてもつばら観覧者への無償の配布のために用いられるものであること。

(ii) その資料の総額及び総量について、輸入国の税関当局がその催しの性質、観覧者数及び出品者の参加の規模を勘案して妥当であると認めたこと。

2 1の規定は、アルコール飲料、たばこ及び燃料については適用しない。

第七条

国際的な会合、会議若しくは大会において又はこれらに関連して使用するために輸入される書類、記録文書、書式類その他の書類について

は、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限が免除される。

第四章 手続の簡易化

第八条

各締約国は、この条約に定める便益に関連して要求される通関手続を最小限度のものとしなければならない。その通関手続に関するすべての法令は、すみやかに公表されなければならない。

第九条

1 締約国がこの条約に定める便益の供与に関する条件の履行を確保するため担保の提供を要求する場合においては、その担保の額は、当該輸入税の額にその十パーセントに相当する額を加えた額を限度とする。

2 1に規定する締約国は、可能な限り、1の規定に基づいて要求される個別的な担保の代りに、当該催しの開催者又は税関当局が認める他の者から提供される包括的な担保を受け入れるように努めなければならない。

第十条

1 催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入及び再輸出に関する税関検査及び通関は、可能かつ適当な限り、その催しの開催場所において行なう。

2 各締約国は、催しの重要性及び規模にかんがみ適当と認める場合には、自国の領域内で開催される催しの会場内に、合理的な期間中、税関事務所を設置するように努めなければならない。

3 一時輸入を認められた物品は、数回に分けて、再輸出の通関事務を行ないしづれの税関を通じて、再輸出することができるものとし、その再輸出が行なわれる税関をその輸入が行なわれた税関に限定してはならない。ただし、輸入者が簡易手続の便益を受けるため自己の物品をその輸入が行なわれた税関から再輸出することを約束する場合を除く。

第五章 雑則

第十一条

展示されている機械又は機器の実演の結果、一時輸入された物品から催しの開催中付随的に得られた産品についても、この条約を適用する。

第十二条

この条約は、与えられるべき最小限度の便益を定めるものである。この条約は、締約国が一方的に又は二国間若しくは多数国間の協定に基づいて、現在与えており又は将来与えることがある一層広い範囲の便益の供与を妨げるものではない。

第十三条

この条約の適用上、関税同盟又は経済同盟を構成する二以上の締約国の領域は、単一の領域とみなすことができる。

第十四条

この条約は、次の事項の適用を妨げるものではない。

(a) 催しの開催を規制する関税関係以外の国内法令又は条約の規定

(b) 公衆道徳上、公の秩序上、公安上若しくは公衆衛生上の理由により若しくは動植物防疫上の考慮により、又は特許、商標若しくは著作権の保護に関連して国内法令に基づいて行なわれる禁止又は制限

第十五条

この条約の規定に対する違反、すり換え、虚偽の申告又はいずれかの者若しくは物品に対しこの条約に定める便益を不当に与えることとなるその他の行為が行なわれた場合には、これらの規則が行なわれた国において、当該犯罪者に対しその国の法令に定める刑罰を科することができるものとし、また、当該輸入税を当該犯罪者に納付させることができる。

第六章 最終規定

第十六条

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、必要に応じて会合する。

合する。

2 1の会合は、いずれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。その会合は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催する。

3 締約国は、会合に関する手続規則を定める。締約国の決定は、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数によつて行なう。

4 締約国は、過半数の締約国が出席しない限り、いかなる事項についても決定を行なつてはならない。

第十七条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつて解決する。

2 交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事国が、前条の規定に従つて会合する締約国に付託するものとし、会合する締約国は、その紛争を審議し、かつ、解決のための勧告を行なう。

3 紛争当事国は、あらかじめ、締約国の2の勧告を拘束力とするものとして受諾することを合意することができる。

第十八条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准を条件としない署名すること。

(b) 批准を条件として署名し、その後批准書を寄託すること。

(c) 加入すること。

2 この条約は、ブラッセルにある理事会の本部で、1に規定する国の署名のため、千九百六十二年三月三十一日まで開放しておく。その後、この条約は、それらの国の加入のため開放しておく。

4 1に規定する機関の構成国又は加盟国のいずれでもない国で、締約国の要請により理事会の事務総局長がこの条約への加入を招請するものは、この条約の効力発生の後にこの条約に加入することにより、この条約の締約国となることことができる。

5 批准書又は加入書は、理事会の事務総局長に寄託する。

第十九条

1 この条約は、前条1に規定する国のうち五の国が批准を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、五の国が批准を条件としないでこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後批准し又は加入する国については、その国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

第二十条

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、文書による通告を理事会の事務総局長に寄託することによつて行なう。

3 廃棄は、理事会の事務総局長が廃棄の通告書を受領した後六箇月で効力を生ずる。

第二十一条

1 締約国は、第十六条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができ。

2 勧告されたこの条約の改正は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国及び加入国、国際連合事務総長並びに国際連合教育科学文化機関に送付する。

3 締約国は、勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に次のことを理事会の事務総局長に通告することができる。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。
(b) 勧告された改正を受諾する意思を有するが、その受諾に必要な条件が自国においてまだ満たされていないこと。

4 3(b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告していない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができる。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力をも有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いずれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日

(b) いずれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告された場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

(ii) 4に定める九箇月の期間の満了の日

7 受諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3(a)の規定による異議の申立て及び3(b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことをすべての締約国に通報する。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日効力を生じていたこの条約のいずれの改正をも受諾したものとみなす。

第二十二条

1 いずれの国も、批准を条件としないでこの条約に署名し若しくは批准書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長に於て通告により、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができるものとし、この条約は、理事会の事務総局長がその通告を受領した日の後三箇月で、この通告に係る領域について適用する。ただし、この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、当該領域について適用されることはない。

2 1の規定に基づき自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域につきこの条約を適用することを宣言した国は、第二十条の規定に従つて、その領域についてのこの条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長に通告することができる。

第二十三条

1 いずれの国も、この条約の署名、批准又はこれへの加入の際に、第六条1(a)の規定に自国が拘束されないことを宣言することができるものとし、また、この条約の締約国となつた後は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。その宣言又は通告には、留保が行なわれる物品を明確に指定する。事務総局長に於てたその通告は、事務総局長が受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

2 締約国が1の規定に基づいて留保を行なう場

合には、他の締約国は、その留保に掲げる物品に關しては、当該締約国との關係において第六條1(a)の規定に拘束されない。

3 1に定めるところに従つて留保を行なつた締約国は、理事会の事務総局長に通告することにより、いつでもその留保を撤回することができ

る。

4 この条約に対しては、その他のいかなる留保も許されない。

第二十四条

理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国及び加入国、国際連合事務総長並びに国際連合教育科学文化機関に対し、次の事項を通告する。

(a) 第十八条の規定による署名、批准及び加入
(b) この条約が第十九条の規定に従つて効力を生ずる日

(c) 第二十条の規定による廃棄及び宣言

(d) 第二十一条の規定に従つて受諾されたものとされた改正及びその改正が効力を生ずる日
(e) 第二十二条の規定によつて受領する宣言及び通告

(f) 前条1及び3の規定に従つて行なわれる宣言及び通告並びに留保又はその撤回が効力を生ずる日

第二十五条

この条約は、国際連合憲章第一百二条の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事

務局に登録される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年六月八日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証原本を第十八条1に規定するすべての国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

批准を条件として

クルト・オプラー

ドクター カール・ゼップ

千九百六十二年三月八日

オーストラリアのために

批准を条件として

ジェームズ・ウィリアム・クロフォード・キームズ

千九百六十二年三月二十七日

オーストリアのために

批准を条件として

ヨーゼフ・シュタンゲルベルガー

千九百六十一年十月三十日

ベルギーのために

ビルマのために

ブラジルのために

カナダのために

セイロンのために

チリのために

キューバのために

批准を条件として

グスターボ・アルコス・ベルグネス

千九百六十二年二月二十八日

デンマークのために

批准を条件として

伯爵 エガート・アダム・クヌート

千九百六十二年三月二十七日

ドミニカ共和国のために

スペインのために

批准を条件として

伯爵 カサ・ミランダ

千九百六十二年二月二十一日

アメリカ合衆国のために

フィンランドのために

フランスのために

批准を条件として

レイモン・ブスケ

千九百六十二年三月三十一日

ガーナのために

ギリシャのために

ハイティのために

インドのために

インドネシアのために

イランのために

批准を条件として

ホスロー・ヘダヤット

千九百六十二年三月三十一日

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

批准を条件として

ウゴ・カルデローニ

千九百六十一年十二月七日

日本国のために

レバノンのために

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(A.T.A条約)の締結について承認を求めるの件外二件 一〇三四

ルクセンブルグのために

マラヤ連邦のために

ニカラグアのために

ナイジェリアのために

ノールウェーのために

ニュー・ジランドのために

パキスタンのために

ニジェールのために

ジョルジュ・コンダ

千九百六十二年三月十四日

オランダ王国のために

ペルーのために

ポルトガルのために

エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン

千九百六十二年三月三十一日

アラブ連合共和国のために

南アフリカ共和国のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

批准を条件として

サー・ジョン・ニコルス

千九百六十二年二月二十七日

シエラ・レオネのために

スーダンのために

スウェーデンのために

批准を条件として

グンナル・ユングダール

千九百六十二年三月三十日

スイスのために

批准を条件として

シャルル・レンツ

千九百六十一年十二月七日

チェコスロヴァキアのために

ウラジミール・ルドヴィーク

千九百六十二年三月二十八日

トルコのために

批准を条件として

ハサン・エサット・ウシニツク

千九百六十二年三月三十一日

ウルグアイのために

ユーゴスラヴィアのために

○副議長(秋田大助君) 委員長の報告を求めます。外務委員長藤井勝志君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔藤井勝志君登壇〕

○藤井勝志君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右三件は、いずれも関税協力理事会において採択され、すでに効力を生じております。

そのおもな内容について順次申し上げます。

まず、A.T.Aカルネ条約は、一時輸入が認められる職業用具等の物品について通関手帳の制度を採用することにより、その通関手帳を簡素化すること等を定めております。

次に、職業用具通関条約について申し上げます。この条約は、各種の職業的活動のため、締約国に一時的に入国する者の職業用具について、一時免税輸入等の便益を与えること等を定めております。

最後に、展覧会用品通関条約について申し上げます。この条約は、展覧会、見本市、会議等の催しにおいて展示され、使用される物品について、一時

免税輸入等の便益を与えること等を定めております。

以上三件は、三月十九日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、六月十三日質疑を終了し、次いで六月十五日採決を行ないましたところ、右三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 朗読を省略した議長の報告

一〇三六

羽田 孜君 倉石 忠雄君	辞任 補欠	文教委員 辞任 補欠	松本 善明君 神崎 敏雄君
懲罰委員	小川 省吾君 山口 鶴男君	高見 三郎君 渡辺 紘三君	玉置 一徳君 小宮 武喜君
辞任 補欠	土井たか子君 渡辺 惣蔵君	山口 鶴男君 小川 省吾君	運輸委員 辞任 補欠
坂井 弘一君 竹入 義勝君	山口 鶴男君 小川 省吾君	安里積千代君 受田 新吉君	大竹 太郎君 高見 三郎君
竹入 義勝君 坂井 弘一君	渡辺 惣蔵君 土井たか子君	小川 省吾君 山口 鶴男君	高見 三郎君 大竹 太郎君
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		法務委員 辞任 補欠	
内閣委員	山田 太郎君 正木 良明君	渡辺 紘三君 高見 三郎君	辞任 補欠
辞任 補欠	正木 良明君 山田 太郎君	社会労働委員 辞任 補欠	渡海元三郎君 安倍晋太郎君
竹中 修一君 村岡 兼造君	柴田 睦夫君 土橋 一吉君	村山 富市君 大原 亨君	土橋 一吉君 柴田 睦夫君
林 大幹君 佐藤 守良君	永末 英一君 内海 清君	大原 亨君 村山 富市君	柴田 睦夫君 土橋 一吉君
三塚 博君 江藤 隆美君	土橋 一吉君 柴田 睦夫君	農林水産委員 辞任 補欠	建設委員 辞任 補欠
正木 良明君 山田 太郎君	内海 清君 永末 英一君	安倍晋太郎君 島田 安夫君	佐々木更三君 中村 茂君
受田 新吉君 安里積千代君	大蔵委員 辞任 補欠	商工委員 辞任 補欠	渡辺 惣蔵君 土井たか子君
安里積千代君 受田 新吉君	内海 清君 永末 英一君	神崎 敏雄君 松本 善明君	土井たか子君 渡辺 惣蔵君
村岡 兼造君 竹中 修一君	永末 英一君 内海 清君	小宮 武喜君 玉置 一徳君	中村 茂君 佐々木更三君
山田 太郎君 正木 良明君	地方行政委員	大原 亨君 村山 富市君	大原 亨君 村山 富市君

松本 善明君 神崎 敏雄君
村山 富市君 大原 亨君
神崎 敏雄君 松本 善明君

徳副委員
辞任 補欠

中村 茂君 佐々木更三君
玉置 一徳君 小宮 武喜君
佐々木更三君 中村 茂君
小宮 武喜君 玉置 一徳君

(理事補欠選任)

一、去る十五日、公害対策並びに環境保全特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 渡部 恒三君 (理事稻村佐近四郎君去る十三日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

竹中 修一君 藤井 勝志君

藤井 勝志君 竹中 修一君
物価問題等に関する特別委員

辞任 補欠

和田 耕作君 玉置 一徳君
交通安全対策特別委員

辞任 補欠

齊藤滋与史君 山崎 拓君
板川 正吾君 竹内 猛君
山崎 拓君 齊藤滋与史君
竹内 猛君 板川 正吾君

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任 補欠

安里積千代君 稻富 稜人君
公害対策並びに環境保全特別委員

辞任 補欠

阿部末喜男君 岡田 春夫君

木下 元二君 多田 光雄君
岡田 春夫君 阿部末喜男君
多田 光雄君 木下 元二君

(公聴会開会承認)

一、建設委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

公有水面埋立法の一部を改正する法律案に

ついて

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十八年六月十五日

建設委員長 服部 安司

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外十七名提出)

(議案受領)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

小規模企業助成法案

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

海水淡水化法案

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

海洋資源開発振興法案

海洋資源開発公団法案

海洋資源開発技術総合研究所法案

海洋資源開発委員会設置法案

図書館法の一部を改正する法律案

図書館法の一部を改正する法律案

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

一〇三八

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校給食法の一部を改正する法律案

情報処理基本法案

情報処理振興委員会設置法案

刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

小規模企業助成法案(峯山昭範君外一名提出、参法第八号)(予)

商工委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

海水淡水化法案(堀出啓典君外一名提出、参法第九号)(予)

商工委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

図書館法の一部を改正する法律案(内田善利君

外一名提出、参法第一四号)(予)

文教委員会 付託

海洋資源開発振興法案(矢追秀彦君外一名提出、参法第一〇号)(予)

海洋資源開発公団法案(矢追秀彦君外一名提出、参法第一一号)(予)

海洋資源開発技術総合研究所法案(矢追秀彦君外一名提出、参法第二二号)(予)

海洋資源開発委員会設置法案(矢追秀彦君外一名提出、参法第二三号)(予)

以上四件 科学技術振興対策特別委員会 付託

一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外十七名提出、衆法第四六号)

農林水産委員会 付託

一、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の

一部を改正する法律案(佐々木静子君外一名提出、参法第一八号)(予)

法務委員会 付託

学校給食法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名提出、参法第一五号)(予)

文教委員会 付託

情報処理基本法案(堀出啓典君外一名提出、参法第一六号)(予)

情報処理振興委員会設置法案(堀出啓典君外一名提出、参法第一七号)(予)

以上二件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港灣労働法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

中小小売商業振興法案

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外十七名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

案を参議院に送付した。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(湯山勇君外十七名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

自動車事故対策センター法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、自動車事故と自動車事故による被害者の実態にかんがみ自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法に定め

る損害賠償を保障する制度と相まつて被害者の保護を増進することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 運輸大臣の認可を受けて自動車事故対策センターを設立することができるものとする。

2 自動車事故対策センターは、次の業務を主として行なうものとする。

(1) 事業用自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、指導及び講習を行なうこと。

(2) 事業用自動車の運転者に対し、運転に関する適性診断を行なうこと。

(3) 被害者に対し、自動車損害賠償保障法による保険金等の支払が行なわれるまでの間に必要な資金の貸付けを行なうこと。

(4) 義務教育終了前の交通違反その他特に生活の資金を必要とする被害者に対し、必要な資金の貸付けを行なうこと。

(5) 自動車損害賠償保障法による損害賠償の

保障制度について周知宣伝を行なうこと。

(6) 自動車事故の発生の防止等に関する調査、研究を行なうこと。

3 政府の出資、監督等に関する規定その他所要の規定を設けるものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、自動車事故及び自動車事故による被害者の実態にかんがみ自動車事故の発生防止に資するとともに被害者の保護を増進するため、自動車の運行の安全確保に関する事項を処理する者に対する指導、被害者に対する資金の貸付け等を行なうことを目的とする自動車事故対策センターを設立する必要があるため妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度特別会計予算（自動車損害賠償責任再保険特別会計）中、自動車事故対策センター出資金二億四千万円、同貸付金一億円、同補助金一億一千万円、計四億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月十四日

交通安全対策特別委員長 久保 三郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

自動車事故対策センター法案に対する附帯決議

決議

政府は、自動車事故及びその被害者の実態にかんがみ、自動車事故の発生防止と被害者の保護を図るため、次の事項を推進すべきである。

一 自動車事故対策センターの運営にあつては、広く事故防止対策事業の実施に対し、十分

な資金を充当するよう配慮すること。

また、交通違反等に対する貸付けの金額、条件及び範囲等については、被害者の保護が十分図られるよう措置すること。

二 自動車運転者の適性診断については、自家用自動車の運転者についても関係の機関、団体が協力してその充実に努めること。

三 自動車損害賠償責任保険制度について、保険金の給付限度額を引き上げるとともに、損害査定基準を実情に即するよう改定すること。

また、保険料率については、事故防止対策の見地を加え、その合理化を検討すること。

四 自動車損害賠償責任保険の黒字基調転換の原因が交通安全諸対策の結果である実情にかんがみ、その運用益の活用にあつては、救急医療体制の拡充整備並びに交通安全の推進に努めている諸機関、諸団体に対し助成措置の強化に努めること。

五 自動車事故対策センターの役職員の選任につ

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 議案に関する報告書

いては、本法案の趣旨にかんがみ十分考慮すること。

右決議する。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、本年三月一日人事院が国会及び内閣に対して行なつた「国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出」に基づき、職員の通勤による災害の補償等を行なおうとするもので、主な改正点は、次のとおりである。

- 1 職員の受けた通勤による災害に対しても、公務上の災害に準じた補償及び福祉施設をすることができるようになるため、この法律の目的を改正する。
- 2 通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとし、職員

がその往復の経路を逸脱又は中断した場合、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤とはしないこととする。ただし、その逸脱又は中断が、日用品の購入など日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間を除き、その後の往復は、通勤として認めることとする。

3 補償及び福祉施設の種類、支給事由及び内容については、公務上の災害に係るものに準ずることとする。

4 療養補償の支給を受ける職員は、初回の療養に際し、二〇〇円の範囲で人事院規則で定める金額を国に納付することとする。

5 療養補償、休業補償又は葬祭補償が行なわれる場合には、国家公務員共済組合法、健康保険法等によるこれらに相当する給付を行なわず、年金たる補償が行なわれる場合において、国家公務員共済組合法による年金たる給

付が行なわれるときは、その給付との調整を行なう等他の公的給付との間における必要な調整を行なうこととする。

6 葬祭補償の額は、通常葬祭に要する費用を考慮して、人事院規則で定めることとする。

7 特別職の職員及び国際機関等に派遣された職員についても、通勤による災害に係る補償等を行なうため、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法、裁判官の災害補償に関する法律及び国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律を改正することとする。

なお、施行期日等については、通勤による災害に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用することとし、その他の規定は、この法律の公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年六月十五日

内閣委員長 三原 朝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項についてすみやかに善処するよう要望する。

- 一 通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、通勤途上の災害は、公務上の災害とするより検討を加えること。
- 一 業務上の死亡等に対する民間の法定外給付の

実情にかんがみ、公務員の場合においてもその

均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

一 一般公務員が、特に危険をおかして業務を遂行しなければならない場合の補償についても、引き続き検討を加えること。

右決議する。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する

通関条約(A T A条約)の締結について承認

を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

国際的な商業活動及び文化活動が活発化する

に伴い、一時輸入される物品に関する国際的な

通関制度の確立が要望されるに至つたため、関

税協力理事会において、条約作成の審議が行な

われた結果、一九六一年十二月六日に本条約が

採択された。

本条約は、一九六三年七月三十日に効力を生

じており、現在の加盟国は三十二箇国である。

本条約の主な内容は、物品の一時輸入に関す

る手続を容易にするために、税関当局によつて

認められた発給団体は、A T Aカルネ(一時輸

入のための通関手帳)を発給すること、A T A

カルネは、通関書類の代りとして、及び輸入

税等の担保として認められること、A T Aカル

ネによつて持ち込まれた物品が一時輸入となら

なかつた場合には、A T Aカルネの保証団体は

輸入税等を納付すべき者と連帯して納付の責任

を負うこと等について規定している。

なお、本条約は、関税協力理事会の事務総局

長に加入書を寄託した後三箇月でわが国につい

て効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、商業及び文化等の

分野における国際交流を促進するうえで望まし

いものと考えられるので、妥当な措置であると

認め、本件は承認すべきものと議決した次第で

ある。

右報告する。

昭和四十八年六月十五日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締

結について承認を求めるの件に関する報告

書

一 本件の要旨及び目的

報道関係者、映画製作者、各種技術者等の国

際的な交流が活発化するに伴い、これらの者が

その職業上必要とする用具について一時免税輸

入を広く国際的に認める必要が生じてきたた

め、関税協力理事会において、条約作成の審議

が行なわれた結果、一九六一年六月八日に本条

約が採択された。本条約は、一九六二年七月一

日に効力を生じており、現在の加盟国は三十七

箇国である。

本条約は、各種の職業的活動のため締約国に

一時的に入国する者の職業用具について一時免

税輸入等の便益を与えることを目的とするもの

で、その主な内容は、職業用具を再輸出を条件

に、輸入税の免除等を受けて一時輸入すること

を認めること、一時輸入を認められた物品は、

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号 議案に関する報告書

原則として六箇月以内に再輸出されなければならないこと、締約国が一時輸入に係る条件の履行を確保するために要求しうる担保の額の限度等を規定している。

なお、本条約は、関税協力理事会の事務総局長に加入書を寄託した後三箇月でわが国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、職業用具の一時輸入の範囲を広げて国際的な要請にこたえらるるもとに、わが国の国民が他の締約国へ輸入する場

合の便益を拡大することとなり、有意義であると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十八年六月十五日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

経済、文化等の分野における国際交流が活発

化し、国際的な催しがひんばんに開催されるに伴い、これら催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に際し、輸入税の免除等を認める必要が生じてきたため、関税協力理事会において、条約作成の審議が行なわれた結果、一九六一年六月八日に本条約が採択された。本条約は、一九六二年七月十三日に効力を生じており、現在の加盟国は三十八箇国である。

本条約は、国際的な催しにおける物品の展示を容易にすることを目的とするもので、その主な内容は、展覧会、見本市、展示会その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品を、再輸出を条件に、輸入税の免除等を受けて一時輸入することを認めること、一時輸

入を認められた物品は、原則として六箇月以内に再輸出されなければならないこと及び締約国が一時輸入に係る条件の履行を確保するために要求しうる担保の額の限度等を規定している。

なお、本条約は、関税協力理事会の事務総局長に加入書を寄託した後三箇月で、わが国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際的な催しの開催を一層容易にし、ひいては経済、文化等の分野における国際交流を促進するうえで望ましい

ものと考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十八年六月十五日

外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院会議録第四十三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
九四 三 結果を 結末を

昭和四十八年六月十九日 衆議院会議録第四十四号

昭和四十八年六月十九日 衆議院會議録第四十四号

一〇四四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)